

太宰府市農業委員会の委員候補者募集について〔募集要領〕

(市内の地区・全域からの推薦、団体等からの推薦)

太宰府市では令和7年4月の委員改選にともない、下記の要領により太宰府市農業委員会の委員の募集を行います。

今回の募集により、推薦を受け応募された方は委員候補者となり、太宰府市農業委員会の委員候補者選考委員会においての選考結果により、市議会の同意を得たうえで市長が委員に任命することになります。

記

○委員の任期：令和7年4月9日から令和10年4月8日（3カ年）

○委員の資格：（太宰府市農業委員会の委員選任に関する規則より抜粋）

委員として推薦を受ける者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者で、委員任命予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)委員の在任期間において、市内に住所を有する者。ただし、特別の事情があればこの限りでない。
- (2)市の職員でない者
- (3)農地につき耕作の業務を営む者又は同居の親族及びその配偶者において、その耕作に従事する者であることを農業委員会が認めた者。ただし、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する者を除く。
- (4)市の農業の発展に寄与することを市長が認める者

○推薦の手続き：（太宰府市農業委員会の委員選任に関する規則より抜粋）

推薦をする者の代表者は、委員候補者の推薦にあたり、以下の必要事項を記載した書面を市長に提出する必要があります。

- (1)市内の地区・全域からの推薦にあたっては、市内に住所を有する農業者等3名以上が連名し、その代表者の文書をもって推薦するものとする。
- (2)団体等からの推薦にあたっては、法人又は自治会や生産組合等の代表者のほか、当該団体内の農業者等2名以上が連名し、代表者の文書をもって推薦するものとする。ただし、1団体から複数を推薦する場合において、全委員候補者の数が農業委員会の定数を上回るときは、定数を踏まえて団体内で調整するものとする。

(3)推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。

- ①推薦をする者の住所、氏名、職業、年齢、役職及び性別
- ②推薦をする者が団体等である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ③推薦を受ける者の住所、氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- ④推薦の理由

○推薦・応募に応じた者の公表：（太宰府市農業委員会の委員選任に関する規則より抜粋）

推薦並びに募集期間の中間及び終了後において、ホームページ等に推薦を受けた者及び募集に応じた者を公表するものとする。

(1)推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢、性別等とする。

(2)推薦を受けた者の数及び応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等の数を公表するものとする。

○応募の締め切り：令和6年8月28日（水）17：00厳守

○提出、問い合わせ先

〒818-0198

太宰府市観世音寺一丁目1番1号（市役所2階）

太宰府市農業委員会事務局（観光経済部 産業振興課内）

電話：092-921-2121

FAX：092-921-1601